

日時：令和6年6月20日（木）19時～

場所：フロンティアホール

	司 会	三井 美和（事務局）
1 開会の言葉		豊前 貴子（副会長）
2 会長挨拶		望月 立弥（会 長）
3 議事	議 長	海野利比古（副会長）
	議事録	三井 美和（事務局）

協議題

(1) 令和6年度同窓会総会・懇親会関連について (実行委員会)

→実行委員会より状況報告・相談

・収支予算書について説明

通信費・ガソリン代補助をいただけるか？

→経費として認める方向で 過去には「会議費」を計上していた

→例えば 20人×3000円（1回）程度は妥当な金額

→「会議費」を予算書に組み込むことに

・「広告掲載についてのお願い」について

今月中に発送

「振込依頼書」は今回から同封しない（窓口セミセルフ化のため）

→7月から「中銀→中銀」の手数料変更になる

手数料についての記載を改める

(2) 委員会活動（案）、組織体（案）について【資料1】【資料2】

(副会長)

・前回の続き 副会長はじめ数人で文言を検討した

・理事会活性化のための組織改革 若い人にかい入ってもらおうか？

・柔軟性を持たせる必要

・特別委員会の中に、同窓会総会実行委員会も入れてはどうか？

・全委員会を一度に立ち上げるのではなく、少しずつ立ち上げては？
できることから、少しずつ

(3) その他

特になし

4 諸連絡

(1) 次回日程について

令和6年 7月 25日（木）

(2) その他

5 閉会の言葉

豊前 貴子（副会長）

甲府南高等学校同窓会への委員会設置について（案）

2024/04

同窓生の連帯感の強化、在校生への積極的な支援などについての分野別の専門的な審議に資するため、委員会を設置する。

委員会は、常任委員会、特別委員会から成る。

常任委員会の委員は、常任理事を充てる。

同窓会の安定的な運営を図るため、事業の目的を明確化し、財源確保を計画的に行う。

上記の事項の実現のため、各種交流事業の実施、総会・懇親会関係収入以外の財源の確保を図る。

<甲府南高校同窓会委員会会則>

(目的)

第1条 同窓生の連帯感の強化、在校生への積極的な支援などについての分野別の専門的な審議に資するため、委員会を設置する。

(常任委員会の設置)

第2条 理事会に常任委員会を置く。

(常任委員会の構成等)

第3条 原則として、常任理事は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

① 総務財務委員会

- (1) 事務局運営
- (2) 会員名簿管理
- (3) 財務管理
- (4) 他の常任委員会の所管に属しない事項

②行事企画委員会

- (1) 同窓生親睦事業
- (2) 在校生交流事業
- (3) 社会貢献事業

③生徒支援委員会

- (1) 学習環境支援
- (2) 生徒会・部活動支援
- (3) 奨学金事業

④広報ネットワーク委員会

- (1) 組織内連絡環境整備
- (2) システム環境整備
- (3) 対外広報活動
- (4) 寄付金募集事業

4 常任委員会の所管事項について疑義があるときは、理事会の議決により決する。

(常任委員の任期)

第4条 常任委員の任期は、常任理事の任期に準ずる。

2 所属委員会の変更については、理事会の議決により決する。

(特別委員会の設置)※ (同窓会総会実行委員会等)

第5条 必要に応じて、特別委員会を置く。

2 委員会の設置、委員の定数及び任期については、理事会の議決により決する。

(委員長及び副委員長)

第6条 常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の定数は、それぞれ1とする。

2 原則として、委員長は同窓会副会長の職にあるものの中から理事会におい

て選任される。副委員長は委員長の指名による。(委員長及び副委員長は、委員会において互選する。)

3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長がともにないとき)

第7条 年長の委員が、委員長の職務を行う。

(部会、プロジェクトチームの設置)

第8条 機動的な活動の促進のため、委員長は、委員会内に部会、プロジェクトチームを設置することができる。

(予算)

第9条 委員会の予算については、年度のできるだけ早い時期、もしくは必要が生じた都度、総務財務委員会に要求する。

2 総務財務委員会は、予算の要求があった場合、予算案を理事会に提案する。

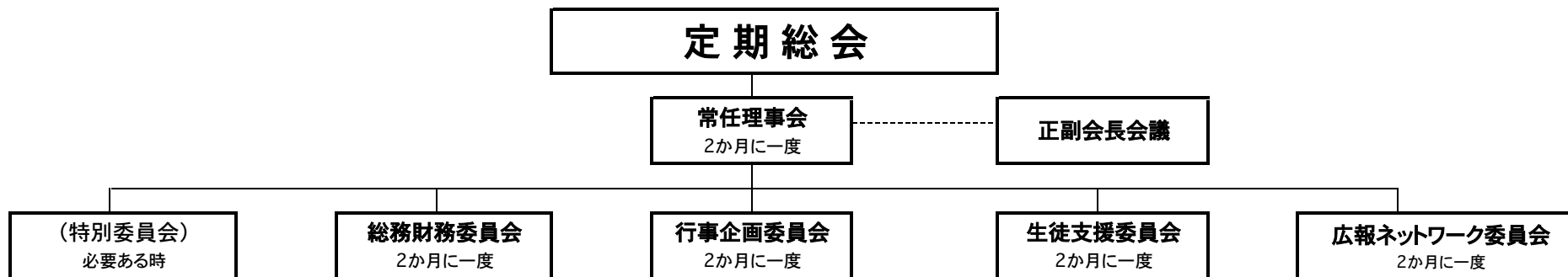
3 当初予算については総会、補正予算については理事会の議決により決する。

(理事会への報告)

第10条 委員長は、理事会において委員会の予算執行状況および活動等について報告する。

(附則)

第11条 この規則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。



※ 基本的に全ての理事にいずれかの委員会に所属していただく。
※ (理想は)2ヶ月に1度、理事会と委員会活動(部会、PTも可)を交互に行い、サイクルを回していく。

<委員会立ち上げまでの今後の流れ>

- ①理事会で検討 → ②理事会で承認 → ③11月総会で承認 → ④11月懇親会で委員会活動について案内
- ⑤全理事へ所属希望調査 → ⑥委員会活動スタート!
- スタート目標時期は来年4月

